

住民意識調査(平成29年度実施予定)について

【議題2】 概要版

1. 根拠法令

【四万十川条例】第37条

知事は、この条例の目的の達成状況を把握し、進行管理を行うため、必要な住民意識調査を定期的に行い、その結果を公表するものとする。

2 住民意識調査の実施時期、実施方法その他住民意識調査の実施に関し必要な事項は規則で定める。

【四万十川条例施行規則】第38条

条例第37条第1項の住民意識調査は平成19年度から5年ごとに実施するものとし、その実施方法は知事が別に定める。

追加[平成18年規則第58号]

(第1回調査は平成16年度に実施、本施行規則に基づいた調査は平成29年度で第3回目)

2. 調査の概要

(1) 調査の位置付け

条例第36条で規定する「目標指標」と併せ、条例の進行管理(事業評価)
(別添参考資料①参照)

(2) 調査方法

郵送によるアンケート調査

(3) 調査対象者

流域5市町住民20歳以上1,000人(層化抽出法)

【流域人口71,467名:H17】(参考)県民世論調査20歳以上1,000人

(4) 調査内容

- ①四万十川との関わり(1枚)
- ②環境を守る行動や意欲(2枚)
- ③通信手段について(0.5枚)
- ④居住意思と生活の満足度(1.5枚)
- ⑤個人属性(1枚)

計6枚(両面3枚)

(別添参考資料②参照)

(5) アンケート調査の集計及び結果の分析

3. 調査結果概要と課題

(1) 調査結果の概要 (別添参考資料③参照)

①四万十川との関わり

川に出かけたことのある人の割合の減少(62.9%:H19⇒53.8%:H24)

②環境を守る行動や意欲

全国平均を下回る項目があるが、流域の環境保全に対する意識(寄付)は高い

③通信手段について

携帯電話の保有率やインターネットの利用率の増

④居住意思と生活の満足度

将来にわたる居住意思が85%以上であることに對し、満足でない項目がある

⑤個人属性

60歳以上の方の割合が増(52.7%:H19⇒58.5%:H24)

(2) 調査結果の課題

『最後の清流』と呼ばれる四万十川の流域に暮らす住民の川との関わりや、川を守るための意識、川との関わりが深い生活の満足度等を調査し、その結果を公表することは、流域住民だけでなく、特に今後、四万十川を訪れようとする県外の住民等の満足度の向上に資するものである。

ただし、既往の調査結果を考慮した調査内容の見直しや調査結果を踏まえた事業の実施などのさらなる活用方法等が今後の課題。

4. 住民意識調査(平成29年度実施予定)に向けて

(1) 調査内容の見直し

- ①川と接する機会が多くなるようなイベントや取組内容の設問の追加
 - ②少子高齢化が進む中で住民が安心して生活するために必要な項目
 - ③新規項目(流域の振興に関する項目)の追加
- 等

(2) 調査結果の活用方法

①これまでの活用実績

- ・県HPでの公表
 - ・四万十川財団、流域5市町実施事業での活用
- 等

②今後の活用展開

- ・会議や学習会での活用(情報共有)
 - ・移住促進の取組への活用(情報提供)
 - ・学生との連携の際に資料として活用
- 等